５．徴収不能引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

⑴　附属病院の診療に係る収益

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券（時価のないもの）

移動平均法による原価法

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

主として移動平均法を採用しております。ただし、附属病院における医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法により行うこととしております。

９．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権・債務は、期末日の直物為替相場に円換算し、換算差額は損益として処理しております。

10．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

12．財務諸表の表示単位

財務諸表は円単位で表示しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（固定資産の減損会計）

１．減損を認識した固定資産

当事業年度において、以下の資産について減損処理いたしました。

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

記号	用途	種類	場所	帳簿価額
A	くすの木保育園	建物	宮崎市清武町木原	16,007,405
B	西新町職員宿舎Ａ・Ｂ棟	建物	宮崎市清武町西新町	2,058,423

⑵　減損の認識に至った経緯

Ａ．需要の低下及び利用者の増加が見込めない理由から、本学の保育園運営協議会において、当年度をもって閉園することを決定したため減損を認識し、帳簿価額を回収可能サービス額まで減額しています。

Ｂ．耐震強度問題及び効率性の理由から、本学施設マネジメント委員会において、将来取り壊すという計画が決定されており、当年度をもって入居者不在となったため減損を認識し、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しています。

⑶　減損額の内訳

（単位：円）

記号	種類	損益計算書に計上していない額		計
		減損損失相当累計額	その他	
A	建物	15,728,951	—	15,728,951
B	建物	632,581	—	632,581

⑷　回収可能サービス価額の算定方法

回収可能サービス価額として使用価値相当額を採用しております。

使用価値相当額は、使用しないという決定により減損を認識しているため、備忘価額としております。

２．減損の兆候が認められた固定資産

当事業年度において、以下の資産について減損の兆候が認められました。

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

記号	用途	種類	場所	帳簿価額
a	人事給与システム	ソフトウェア	情報基盤センター	1,904,540

⑵　減損を認識しない根拠

今後においても使用が想定されているため、減損を認識していません。

３．翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った固定資産

該当なし。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構から借入れを実施しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき行っております。なお、公債、株式は保有しておりません。

未収附属病院収入は、債権管理事務取扱細則に沿ってリスク管理を行っております。

大学改革支援・学位授与機構債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。